

三郷町議会基本条例

地方分権の進展により、地方自治体の果たす役割がますます重要となる状況下で、地域が抱える様々な課題解決と町民の福祉向上に向け、二元代表制の一翼である議会に課せられた役割と責務も重要性を増しており、町民の意思を的確に反映し、地域の課題を主体的に議論し、政策立案や行政評価を通じて、これまで以上に町民の信託に応える責務が求められている。

三郷町議会は、様々な観点から町政発展のために取り組んできたが、これまで積み上げてきた実績を糧に、時代の流れに即した議会の機能を更に発揮し、町民と協働で考えるまちづくりの推進と公正で開かれた議会を構築するためには、議会及び議員がその使命と役割を自覚し、積極的な情報発信と説明責任を果たすべく不断の議会改革を進め、行動の規範となるべき原則を明確にする必要がある。

よって三郷町議会は、議会及び議員の活動及び議会運営に関する基本的な事項をここに定め、より一層、町民の信託にこたえられる議会をめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、三郷町議会(以下「議会」という。)の議会運営、議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の信頼を得ることのできる開かれた議会の実現をめざすとともに、町民の信託に的確にこたえ、もって持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会は、公正性及び透明性の確保に努め、町民に開かれた議会運営を図ること。
- (2) 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 議会は、分かりやすい言葉を用いた説明に努めるとともに、審議経過や各種施策の内容等の情報を積極的に町民に発信し、町民の傍聴意欲を高める議会運営を図ること。

- (4) 議会は、町長等の執行機関(以下「町長等」という。)による行財政の運営及び事務の執行並びに事業等の実施が適法かつ適正及び公平性が保たれ、効率的に実施されているかを監視し、評価を行い、その内容を的確に発信するよう努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会が議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議員は、町民の多様な意見を的確に把握するとともに、町民の代表者としてふさわしい活動をするために不断の自己研鑽及び政策立案能力の向上に努めること。
- (3) 議員は、議会の構成員として、個別的若しくは地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上をめざして活動すること。

(政治倫理)

第4条 議員は、三郷町政治倫理条例（平成8年4月三郷町条例第1号）第2条及び第3条の規定に基づき、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正又は不当に行使して町民の疑惑を招く恐れのある行動をしてはならない。

2 議員は、常に町民全体の利益の実現のために行動するとともに、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。

3 議員は、三郷町コンプライアンス条例施行規則（令和7年3月三郷町規則第9号）第2条各号に掲げる不当要求行使等をしてはならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議長選挙における所信表明)

第6条 議員は、議長選挙を行う際は、議長が議長選挙を宣告する前に所信表明を行うことができる。

(議長の役割)

第7条 議長は、中立かつ公平な立場において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第104条に規定する職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の代表者として、議会の機能強化を図るべく、活発な議論を推進する役割を果たすものとする。

3 議長は、議会に関する諸課題の解決を図るため、関係機関と連携し、議会制度の改善及び見直し等に積極的に取り組むものとする。

(議会の合意形成)

第8条 議会は、議員による討議と議決の場であること及び合議制の機関であることから、議員相互の自由討議を中心に運営され、議論を尽くして合意形成に努めなければならない。

2 議会は、町政に関する重要な政策及び課題について議員間の共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。

3 前項の政策討論会に関することは、議長が別に定める。

(町民と議会との関係)

第9条 議会及び議員は、町民に対し積極的に議会の活動に関する情報を公開するとともに、説明責任を果たし、その信託にこたえなければならない。

2 議会は、本会議をはじめとする議会における会議を原則として公開するものとする。

3 議会は、法第109条第5号及び第115条の2の規定に基づく参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、提出された請願及び陳情を審査するに当たり、所管する委員会において提出者から申出があったときは、前項の規定に基づき、説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、町民との多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、議員及び委員会の政策提案権の積極的な行使の拡大を図るものとする。

(議会報告会)

第10条 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が情報及び意見を交換する議会報告会を行うことができる。

2 前項に規定する議会報告会に関することは、議長が別に定める。

(議会広報)

第11条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の観点から常に町民に対し発信するとともに、町民からの意見及び要望等を収集し、その内容及び対応等について定期的に町民に周知するために議会広報を発行する。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な伝達手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する等、議員の活動に対する町民の的確な評価に資する情報の提供に努めるものとする。

(議会と町長等との関係)

第12条 議会は、町長等と相互に緊張感のある対等な関係の保持に努めなければならない。

(事務の執行の監視及び政策評価等)

第13条 議会は、議案の審議、検査、調査及び監査請求並びに一般質問等を通じて、町長等による公平公正かつ効率的な事務の執行について監視及び評価を行う。

2 議会は、町長等の政策提案について、その必要性及び効果等について審議及び審査並びに評価を行う。

3 議会は、町長等が執行する事務に対する監視及び評価並びに議会による政策の提言のため、町長等との情報共有に努める。

(一般質問)

第14条 一般質問は、その論点及び争点を明確にするために、一問一答方式によるものとする。

2 町長等は、一般質問に対して、その質問の趣旨を明確にすることを目的として、反問することができる。ただし、反問する場合は、その趣旨を明らかにし、議長の許可を得なければならない。

(委員会の活動)

第15条 三郷町議会委員会条例（昭和62年6月三郷町条例第23号）第1条及び第5条に規定する常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、委員会における審査にあたり、町民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、所管事務に係る地域課題の把握や他の自治体の先進事例など、積極

的に調査及び研究を行うものとする。

（議会研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の実施にあたり、幅広い分野の専門家や有識者等を招聘するなど、議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

3 議会は、議会の一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の理念を浸透させるための研修を行うものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の法務及び調査機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（危機管理）

第18条 議会は、災害等の発生時には、町民の生命及び財産を保護するため、議長の指揮のもと災害対策会議を設置し、議長が別に定める「災害発生時における議員行動マニュアル」に基づき、町長等と情報を共有しつつ、住民の安全確保と被害拡大防止に努めるとともに、災害対策活動に対し、必要な協力を行うものとする。

2 議員は、甚大な災害等の発生時には、速やかに自身の安否及び所在を議長に報告するとともに、議会機能を維持するため、その責務を果たすよう努めなければならない。

3 議員は、災害等の発生時において、議会への参集が困難な場合は、議会活動を継続するために情報通信技術を活用することができるものとする。

（最高規範）

第19条 この条例は、議会運営における最高規範として、議会に関する条例、規則その他規程の制定及び運用は、この条例の趣旨に則して行わなければならない。

2 議会は、議会の一般選挙を経た任期開始後速やかに、議会運営委員会においてこの条例の目的の達成状況について評価及び検討をするものとする。

3 議会は、前項の評価及び検討の結果、改善の必要があると認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講じるものとする。

（その他）

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。